

令和5年度茨城県国土緑化運動・育樹運動標語コンクール実施要領

1 趣 旨

この要領は、国土緑化運動・育樹運動の一環として、植樹及び森林・樹木の保護・育成の助長並びに県民の緑化思想の高揚を図るために実施する令和5年度茨城県国土緑化運動・育樹運動標語コンクールについて、必要な事項を定めるものとする。

2 主 催

茨城県、公益社団法人茨城県森林・林業協会

3 後 援

茨城県教育委員会

4 標語の内容

- (1) 簡潔で語調がよく、国土緑化の意を表し、植樹及び森林・樹木の保護・育成または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 創作に限ること。

5 応募資格

県内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒、県内在住者又は在勤者（以下「一般」という。）。

6 応募方法等

- (1) 応募は、1人1点とする。
- (2) 応募は学校又は個人（学校単位としない場合に限る）とする。
学校：学校長は児童・生徒の作品の中から優秀な作品を1校あたり6点以内を選び、参加申込書（様式1）により提出する。
7点以上送付された場合はすべて審査の対象外とする。
個人：参加申込書（様式2）により提出する。
- (3) 一般については「はがき」により応募することとし、「標語」と住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記のこと。
- (4) 送付先は、公益社団法人茨城県森林・林業協会（〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1丁目3番2号 茨城県林業会館内 電話 029-303-2828 FAX029-233-2333）とし、**令和5年9月6日（水）**までに到着するよう送付すること。（**締切日厳守**）
- (5) 国土緑化運動標語、育樹運動標語に区分して応募する必要はない。

7 審査及び表彰

(1) 審査

茨城県は、別に定める審査要領に基づき、審査会を設け、送付された作品を審査し、小学校、中学校、高等学校及び一般の区分（以下「区分」という。）ごとに特選2点以内、準特選2点以内、入選を若干点選定する。

また、審査会の対象となった作品の中から、区分に関わらず上位10点を選定し、令和6年用国土緑化運動・育樹運動標語として公益社団法人国土緑化推進機構あて提出する。

(2) 表彰

特選者には茨城県知事賞を、準特選者には茨城県教育委員会教育長賞を、入選者には公益社団法人茨城県森林・林業協会理事長賞をそれぞれ授与する。

8 その他

- (1) 入賞作品の著作権は、(3)に定めるものの他は、茨城県及び公益社団法人茨城県森林・林業協会に帰属する。また、応募作品は、原則として返却しない。
- (2) 国土緑化運動及び育樹運動ポスターに使用する作品については、必要に応じ一部修正を加えることがある。
- (3) 公益社団法人国土緑化推進機構における入賞作品の著作権は、すべて同機構に帰属する。
- (4) 入賞者の氏名、居住地の市町村名、学校名、学年等については、公表する。
- (5) 個人応募により入選した場合は、応募者及び学校に審査結果を通知する。

付 則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。